

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和8年2月 18 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2500407号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2500024号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年4月1日から昭和58年9月1日まで

私は、昭和57年4月にA社に入社して、トラックドライバーの業務に従事し、昭和58年8月頃に同社を退社する際には、社長より年金手帳を渡されたことを記憶しているが、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

その時に渡された年金手帳を今は所持しておらず、そのほか証拠となる書類も所持していないが、A社に勤務していたことと年金手帳が実在していたことは事実である。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社において請求期間の全部又は一部の期間に厚生年金保険の記録が確認できる複数の同僚に照会を行ったところ、請求者を記憶する者の回答から、期間の特定はできないものの、請求者が同社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の請求期間当時の事業主は既に亡くなっている上、現在の事業主は、当時の資料を保管しておらず、請求者が同社に勤務していたか否かは不明である旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、A社を退職する時に年金手帳を渡されたことを記憶しているため、厚生年金保険に加入していたと思う旨主張しているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求期間に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名はなく、整理番号に欠番はないことから、請求者が同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した形跡はない上、社会保険オンラインシステムにより請求者の旧姓を含む氏名及び読み方の異なる複数の氏名で検索を行ったが、当該期間に請求者のものと思われる厚生年金保険の被保険

者記録は確認できない。

さらに、請求期間にA社における厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚については、いずれも同社における雇用保険の加入記録は確認できるが、請求者については、同社における雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、前述の事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求者がA社において自身と同様のトラックドライバーの業務に従事していたとして姓を挙げた複数の同僚については、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、同社では、請求期間当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2500409号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2500025号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社又はD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和38年1月1日頃から昭和39年12月末頃まで
② 昭和40年1月1日頃から昭和41年12月末頃まで
③ 昭和42年1月1日頃から昭和44年12月末頃まで

請求期間①について、私は、A社において住み込みの店員として勤務していたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る被保険者記録がない。

請求期間②について、私は、B社において店員として勤務していたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る被保険者記録がない。

請求期間③について、私は、C社又はD社において店舗のマネージャーとして勤務していたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る被保険者記録がない。

請求期間①から③までに係る給与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求者が記憶する事業主及び同僚並びに同社に係る所在地が確認できることから、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は平成13年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間①当時の事業主も既に亡くなっていることが確認できる上、同社が適用事業所ではなくなった時点の事業主は、同社に係る資料は残っておらず、請求

者のこと、厚生年金保険の加入に関する取扱い等、当時のことは何も分からない旨回答していることから、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において請求期間①に被保険者記録が確認できる者は、オンライン記録等によると、いずれも亡くなっており、回答を得ることができないことから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間①に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名はなく、整理番号に欠番もない。

2 請求期間②について、請求者は当該期間において、B社の店員として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となった日は平成10年3月1日であり、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによる調査を行ったものの、同日より前に同社が適用事業所であった記録は確認できない。

また、オンライン記録によると、B社は平成20年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿謄本により確認できる同社の取締役は、同社の代表取締役は既に亡くなっており、同社に係る資料はない旨回答及び陳述していることから、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によりB社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得していることが確認できる者に照会を行い回答が得られた者は、同社が適用事業所になる前の期間においては給与から厚生年金保険料を控除されていなかった旨陳述している。

加えて、雇用保険の加入記録によると、請求者の請求期間②に係る記録は確認できない。

3 請求期間③について、商業登記簿謄本により確認できるC社及びD社の代表取締役、並びにD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる被保険者の氏名は、それぞれ請求者が記憶する事業主及び事務担当者の氏名とおおむね一致していることが確認できることから、期間の特定はできないものの、請求者がC社又はD社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、C社及びD社が厚生年金保険の適用事業所となった日について、C社は平成12年7月1日、D社は昭和43年7月1日であり、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによる調査を行ったものの、各適用事業所となった日より前にC社及びD社が適用事業所であった記録は確認できない。

また、オンライン記録によると、C社は平成14年11月4日に、D社は昭和53年2月27日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿謄本によると、C社及びD社の請求期間③当時の代表取締役は既に亡くなっていること並びにD社は平成8年6月1日に解散していることがそれぞれ確認できるほか、C社の現在の代表取締役は、当該期間当時に係る資料はなく、請求者のことについては不明である旨回答していることから、請求者

の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によりD社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得していることが確認できる者に照会を行い、回答が得られた複数の者は、請求者のこと、同社に係る厚生年金保険加入の取扱い等について不明である旨回答していることから、請求者の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、雇用保険の加入記録によると、請求者の請求期間③に係る記録は確認できない。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求期間③のうち、同社の適用事業所に係る期間に被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名はなく、整理番号に欠番もない。

- 4 このほか、請求者の請求期間①から③までに係る給与明細書等の資料はなく、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。